

第 3 編

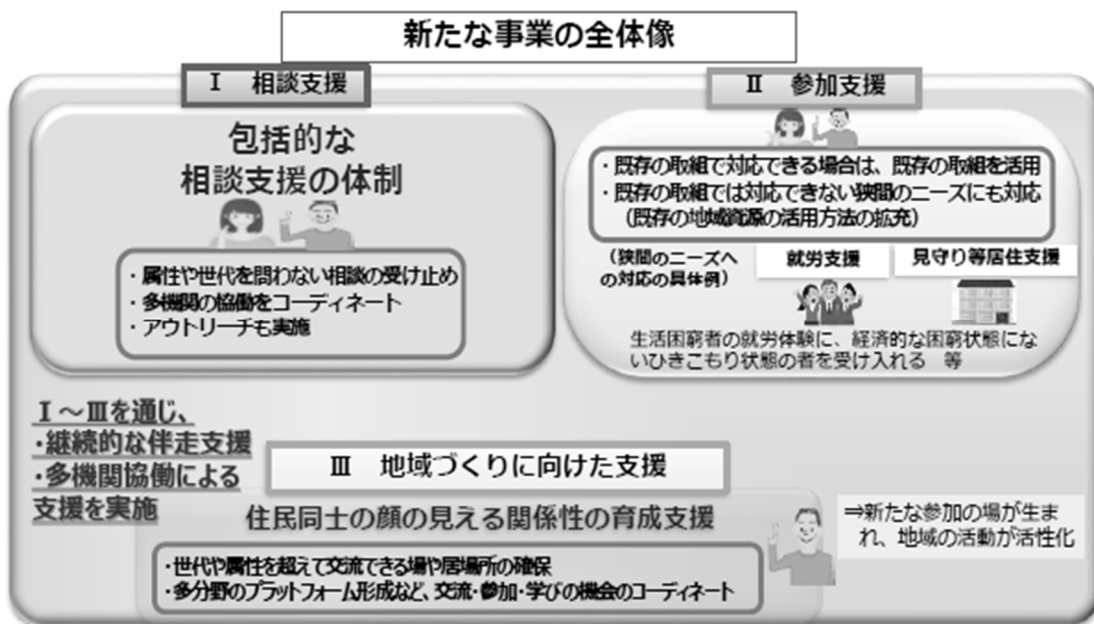
重層の支援体制

(重層の支援体制整備事業実施計画)

第1章 重層的支援体制整備事業実施計画について

1. 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、社会情勢の変化に伴い、地域住民の複雑化・複合化した課題への支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（断らない相談支援体制）、②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。



出典：厚生労働省「重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）」

2. 計画策定までの取組

本市では、令和5年10月に重層的支援体制整備事業の実施に向けて「重層的支援体制づくり検討会議」を設置し、縦割りの弊害を解消し、横の連携を強化する体制づくりを進めています。

令和6年度には、引き続き体制づくりの検討を行うとともに、市職員や関係機関の職員を対象に研修会やワークショップを開催し、連携体制の強化を図りました。

令和7年度には、第5次印西市地域福祉計画の策定にあわせて本計画の策定を進め、市役所内に設置した1か所目の福祉の総合相談窓口につき、コスモスパレット内に2か所目の窓口を設置しました。

3. 計画の位置づけ

本計画は、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 106 条の 5 の規定に基づき、必要な事項を定めるものです。

本市では、上位計画である第 5 次印西市地域福祉計画（令和 8 年度～令和 12 年度）と整合性を図った内容となります。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

第2章 印西市における重層的支援体制整備事業について

1. 相談支援

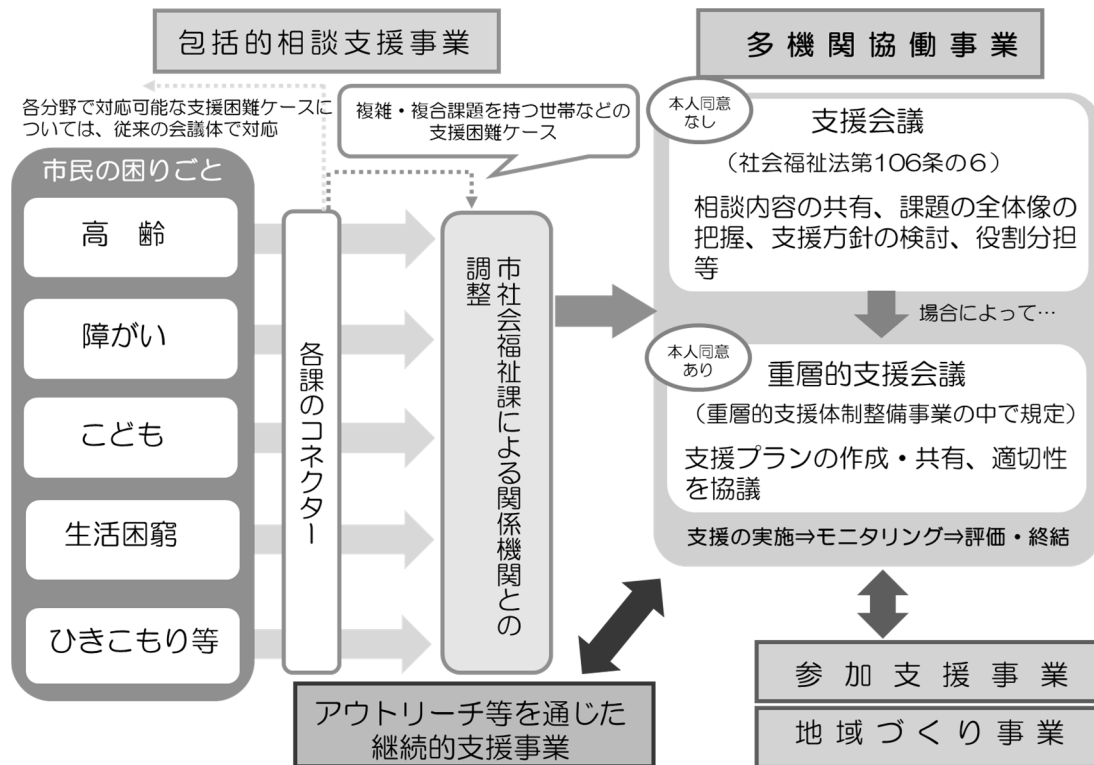
(1) 包括的相談支援事業

相談者の属性（高齢・障がい・こども・困窮等）に応じた既存の相談支援の取組を活かしつつ、各窓口において対象ではない方の相談を受けた場合でも、まずはお話を伺い、必要に応じて関係機関へつなぎます。受け止めた相談の中で、一つの相談支援機関等では対応が困難な、課題が複雑化・複合化している事例については、関係機関が連携して対応を図ります。

【主な相談支援機関】

事業名	機関名等	所管課	主な支援対象者	管理運営	設置数
					(令和8年4月)
地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センター	高齢者福祉課	・高齢者	委託	5
相談支援事業（基幹型）	いんば障害者相談センター	障がい福祉課	・障がいのある人	委託	1
利用者支援事業	子育てコンシェルジュ	子育て支援課	・子育て家庭 ・妊娠中の方	直営	1
	こども家庭センター	子ども家庭課		直営	1
生活困窮者自立相談支援事業	いんざいワーク・ライフサポートセンター	社会福祉課	・生活困窮者等	委託	1
福祉の総合相談窓口	—	社会福祉課	・市民（制度の狭間の問題を抱えた人、多くの困りごとを抱えている人等）	直営	2

(2) 多機関協働事業



複雑化・複合化した課題を抱えた事例に対し、各課のコネクターが情報整理をし、市社会福祉課の多機関協働事業へ繋いでいきます。市社会福祉課が調整役を担い、支援会議を開催し、支援方針・支援プランを定め、支援開始後も必要に応じて関係機関へ伴走支援や助言を行います。

関係機関との連携体制については下記2つの会議を状況に応じて使い分け、支援方針や役割分担を行います。

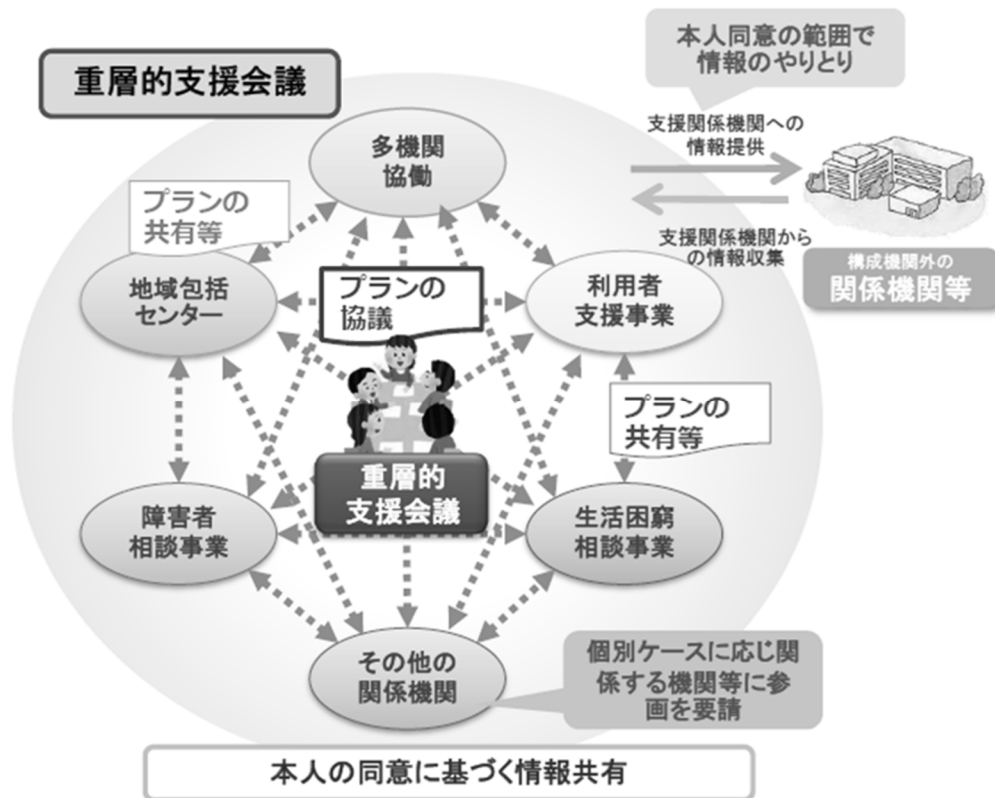
ア：支援会議

社会福祉法第106条の6に規定される会議で、会議の構成員に守秘義務を課すことで、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報を共有出来る環境を整えます。これにより、地域内の関係機関がそれぞれ把握していながらも、支援が届いていない個々の事案について情報を共有し、地域における必要な支援体制の検討を円滑に進めていきます。

イ：重層的支援会議

重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、本人同意を得たケースに関して、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業が作成したケースのプランの適切性の協議、支援の経過と成果の評価及び終結等の評価を行います。

また、この会議は社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討が求められます。



出典：厚生労働省「重層的支援体制整備事業における多機関協働事業と重層的支援会議について」

事業名	機関名	所管課	管理運営	設置数
				(令和8年4月)
多機関協働事業	—	社会福祉課	直営	1

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

長期にわたりひきこもり状態にある等、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも支援が届いていない人等に対して、関係機関とのネットワークを活用し、本人や家族との信頼関係の構築におけた支援を行います。

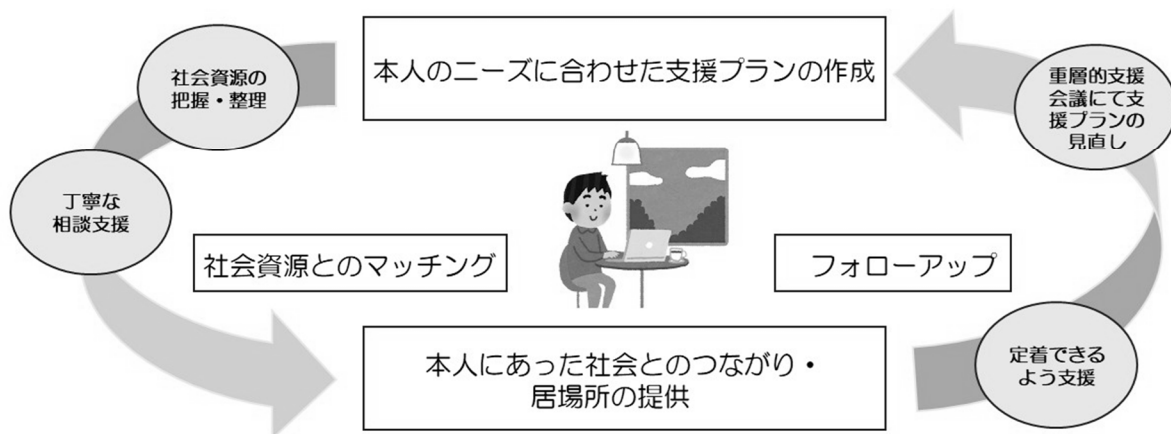
事業名	機関名	所管課	管理運営	設置数
				令和9年4月予定
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	いんざいワーク・ライフサポートセンター	社会福祉課	委託	1

2. 参加支援

既存の社会参加に向けた支援では対応できない人の、社会とのつながりを回復するため、本人や世帯の抱えるニーズを把握し、地域資源とのマッチングを行います。また、社会参加の場につながった後は、定着に向けフォローアップを行います。

事業名	機関名	所管課	管理運営	設置数
				令和9年4月予定
参加支援事業	いんざいワーク・ライフサポートセンター	社会福祉課	委託	1

参加支援事業のイメージ



3. 地域づくりに向けた支援

地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備し、相談者の属性（高齢・障がい・子ども・困窮等）ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を重層的支援体制整備事業において一体的に実施します。

本市では、既存の各居場所づくりに加え、ひきこもり等による社会的孤立の解消や、地域とのつながりを促進し、安心して過ごせる新たな居場所を設置します。

事業名	機関名等	所管課	事業概要	管理運営	設置数
					(令和8年4月)
地域介護予防活動支援事業（いんざい健康ちょきん運動）	・地域団体	高齢者福祉課	介護予防及び地域づくりのために簡単な運動を行う通いの場	直営	86
生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）	・地域包括支援センター ・社会福祉協議会		生活支援・介護予防サービスの資源開発やネットワーク構築、ニーズとのマッチング等を行う	委託	6
地域活動支援センター運営事業	・福祉作業所コスモス	障がい福祉課	障がいのある人に対し、社会との交流促進等を図る場の提供	指定管理	1
地域子育て支援拠点事業	・子育て支援センター等	子育て支援課 保育幼稚園課	子育て中の親子の交流の場を提供し、子育てに関する相談や情報提供等を行う	直営/指定管理/ 補助事業	20
生活困窮者支援等のための地域づくり事業（R9年度開始予定）	・いんざいワーク・ライフサポートセンター	社会福祉課	生活困窮者等、多分野・多世代が利用できる居場所の提供	委託	1

第3章 重層的支援体制整備事業のロードマップ

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
準備期	重層的支援体制整備事業実施計画				
・多機関協働事業、支援会議・重層的支援会議の試行実施	・多機関協働事業、支援会議、重層的支援会議の試行実施	・多機関協働事業、支援会議、重層的支援会議の実施	→		
・関係機関とのワークショップの開催（連携の強化）	→				
・参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託内容の検討	・参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業委託準備	・参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託開始	→		
・社会資源マップの作成	・社会資源マップの公開	・社会資源マップの加除	→		
		・生活困窮者支援等のための地域づくり事業の居場所設置	→		

第4章 計画の推進体制と評価

1. 重層的支援体制整備事業の推進体制

本計画は、年度ごとに実施状況等を確認した上で、印西市重層的支援体制整備事業関係者会議等において、施策の充実や見直しについて検討を行います。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
重層的支援体制整備事業関係者会議回数(回)	準備期間	1	1	1	1

2. 多機関協働事業における実施目標(見込み数)

重層的支援体制整備事業を構成する事業のうち多機関協働事業における実施目標を掲載します。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
支援会議回数(回)	準備期間	2	2	2	2
重層的支援会議回数(回)	準備期間	2	2	2	2

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
支援プラン作成件数(件)	準備期間	2	2	2	2

3. 関連計画における各事業の実施目標（見込み数）

重層的支援体制整備事業を構成する①包括的相談支援事業②地域づくりに向けた支援のうち、本市の各計画に定める事業の実施目標を掲載します。

【印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
いんざい健康 ちょきん運動 (参加実人数(人))	2,100	—	—	—	—

※令和9年度以降は次期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画参照

【印西市障がい者プラン】

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
基幹相談支援セ ンター（設置 数）		1	—	—	—	—
地域活動支 援センター 機能強化事 業（利用者 実人数 (人)）	I 型	10	—	—	—	—
	II 型	19	—	—	—	—
	III 型	4	—	—	—	—

※令和9年度以降は次期印西市障がい者プラン参照

【印西市こども計画】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
利用者支援事 業（こども家 庭センター 型・設置数）	1	1	1	1	—
利用者支援事 業（基本型・ 設置数）	1	1	1	1	—
地域子育て支 援拠点事業 (年間利用延 べ回数(回))	61,283	61,321	61,321	61,321	—

※令和12年度以降は次期印西市こども計画参照